

平成18年6月15日

平成18年度 No.2

## 目 次

- I レセプトOCRエリアへの生月日の印字並びに入院レセプトへのOCRエリア印字のお願い
- II 船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について
- III 和歌山市職員健康保険組合の解散について
- IV 給付割合の改定について

---

### I レセプトOCRエリアへの生月日の印字並びに入院レセプトへのOCRエリア印字のお願い

鳥取県社会保険診療報酬支払基金

平素は、支払基金業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

支払基金は、平成18年4月より、地方自治体の地方単独事業を受託できるようになりました。

支払基金は地方単独事業の受託に向けて、積極的に取り組んでおりますが、受託にあたって地方自治体からは、請求明細である連名簿に生年月日を記載するよう要請されている状況にあります。

以上のことから、平成18年5月診療分（6月請求分）以降、医療機関の準備ができ次第、現在使用していないOCRエリア1行目の薬剤一部負担金欄に、別紙のとおり、患者の生月日を印字していただきますようご協力をお願いいたします。

併せて、OCR技術の進歩に伴い、支払基金業務の効率化を図る観点から、従来お願いをしていなかった入院分レセプトについても、入院外レセプトと同様、OCRエリアへの印字につきご協力をお願いいたします。

なお、本件に関し、レセコンメーカー各社には、基金本部から依頼しており、医療機関には費用負担が発生しないと理解していますが、万一費用が発生する場合には、今後の制度改正等によるソフトの改変に併せてご協力を賜りますようお願いいたします。

## II 船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について

〔鳥社局文発第 1313 号 18.5.15〕  
鳥取社会保険事務局保険課長

標記について、下記のとおり実施することとしましたので、何分の御協力の上、貴会会員に対し周知方よろしく申し上げます。

### 記

- 1 船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新の実施時期  
船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証（以下「被保険者証等」という。）の更新は、平成 18 年 7 月 3 日から同年 8 月 31 日までの間に実施すること。
- 2 被保険者証等の様式及び色  
様式は、別紙 1 のとおりとし、船員保険被保険者証はクリーム色地、船員保険被扶養者証はさくら色地とし、それぞれ黒刷りとする。こと。
- 3 被保険者証等の有効期限  
現行の被保険者証等は、前記 1 の更新の終了日限り無効とする。こと。
- 4 船員保険被保険者（被扶養者）資格証明書の発行  
被保険者証等の更新を受けるために現行の被保険者証等を提出している間において、療養の給付（家族療養費を含む。）を受ける必要があるときは、船舶所有者は、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和 56 年 10 月 1 日保険発第 76 号・庁保険発第 76 号・庁保険発第 15 号通知）に準じ、船員保険被保険者（被扶養者）資格証明書（別紙 2）を発行することとしたこと。
- 5 船員保険被扶養者証の異動年月日の記載  
平成 18 年 6 月 30 日以前より引き続き被扶養者である者については、今回の更新によって発行される船員保険被扶養者証の第 2 面の「異動年月日」欄は、記載されないものであること。  
なお、同年 7 月 1 日以降新たに被扶養者となる者に係る「異動年月日」欄については、従来どおり記載されるものであること。

【県医注】本文中、別紙 1 および別紙 2 は省略します。

### Ⅲ 和歌山市職員健康保険組合の解散について

和歌山市職員健康保険組合  
理事長 射 場 道 夫

入梅の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当健康保険組合被保険者等の健康管理に御配慮いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合は平成 18 年 7 月 1 日をもって解散し、同日付けで被保険者約 4,200 人のうち、約 3,400 人は和歌山県市町村職員共済組合へ、約 800 人は政府管掌健康保険へ加入することになります。

つきましては、平成 18 年 7 月 1 日以降、受診の際は必ず窓口で新しい共済組合組合員証又は健康保険被保険者証の御確認をいただくとともに、診察券の変更についてもお願いいたします。

各位には、長年にわたり大変お世話になり厚くお礼申し上げますとともに、今後益々の御発展を祈念いたします。

0	6	3	0	0	1	0	7
---	---	---	---	---	---	---	---

※ 7 月分以降、この保険者番号で診療報酬の請求はできなくなります。

(問合せ先) 和歌山市職員健康保険組合

4 3 5 - 1 0 2 0 (ダイヤルイン)

4 3 2 - 0 0 0 1 (内線 2 8 9 4)

#### IV 給付割合の改定について

三重県医師国民健康保険組合  
理事長 中 嶋 寛

初夏の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本組合の事業運営につきましては、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして平成18年10月1日より下記のとおり改定することに決定いたしました。

つきましては、貴会員への周知方について何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 改定の内容

種 別	現 行	改 定
1 種組合員	8 割（入院・入院外）	7 割（入院・入院外）
2 種組合員		
家 族		

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法の定める給付割合

##### 2. 改定の時期 平成18年10月1日